

議案第 3 号

令和 4 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和4年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和4年度の財政融資資金の融通条件（令和3年12月23日決定）を下記のように改め、令和4年度特別会計補正予算（特第2号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和4年度における貸付けのうち7,338億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

2. 記7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和4年度における貸付けのうち730億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,480億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,240億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,770億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,540億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。